

## 府中市学校給食費の徴収に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）の徴収に関する事項を定めることにより、学校給食費の徴収の適正化を図ることを目的とする。

(学校給食費の徴収)

第2条 市長は、学校給食（学校給食法第3条に規定する学校給食をいう。）を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める額とする。

(滞納者に対する措置)

第3条 市長は、学校給食費を滞納している保護者（以下「滞納者」という。）に対し、督促、納付相談、訴訟手続その他の学校給食費を徴収するために必要な措置を講じなければならない。

(学校給食費徴収権等の放棄)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該滞納者に対する当該学校給食費徴収権等（学校給食費を徴収する権利及びこれに係る損害賠償金（既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金をいう。）を請求する権利をいう。以下同じ。）を放棄することができる。

- (1) 学校給食費を徴収する権利の消滅時効に係る期間が満了し、かつ、滞納者の住所又は居所が不明であることにより滞納者から時効の援用の意思を確認できないとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項の規定により滞納者が学校給食費徴収権等について、その責任を免れたとき。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。